議員提出議案第2号

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成20年3月17日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋 崎 嘉 夫

ツッツ 潮 田 智 信

" 小 林 貴美子

"竹間幸一

"宮原春夫

" 矢 沢 博 孝

川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例の一部を改正する条例 川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例(平成13年川崎市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(会派及び議員の責務)」に改め、同条中「同じ。)」の次に「及び議員」を、「関する会派」の次に「及び議員」を加える。

第3条第1項中「会派」の次に「及び当該会派の議員(次項の規定により50,000円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。)」を加え、同条第2項中「調査費の月額は、450,000円」を「会派に対する調査費の月額は、450,000円又は50,000円のうちから各会派が選択した額」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 交付対象議員に対する調査費の月額は、400,00円とする。
- 4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

第4条第1項中「前条第2項の所属議員数」を「調査費」に、「各会派の所属議員数」を「会派及び交付対象議員に対して交付するもの」に改め、同条第5項中「新たに会派を結成し」を「、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「結成し」の次に「、又は新たに交付対象議員となり」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。 第5条第1項中「同じ。)」の次に「及び交付対象議員」を加え、同条第2項中 「代表者」の次に「又は当該交付対象議員」を加える。

第6条中「代表者」の次に「及び交付対象議員」を加える。

第7条第1項中「所属議員」を「会派の所属議員」に改める。

第8条第1項中「第4条第3項第1号」を「第4条第4項第1号」に、「第4条第3項第3号」を「第4条第4項第3号」に改め、同条第2項中「代表者」の次に「又は当該交付対象議員」を加え、「第4条第3項第1号」を「第4条第4項第1号」に改める。

第9条の見出しを「(経理責任者の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。 2 交付対象議員は、交付を受けた調査費の経理を的確に処理しなければならない。

第11条第1項中「代表者」の次に「及び交付対象議員」を加え、「当該年度 の終了の日の翌日から起算して3週間以内」を「毎年4月30日まで」に改め、 同条第2項中「1件当たりの金額が50,00円以上の支出(規則で定める経 費に係るものを除く。)」を「支出」に改める。

第12条中「代表者」の次に「及び交付対象議員」を加える。

第13条中「、会派」の次に「又は交付対象議員」を、「代表者」の次に「又は 交付対象議員」を加える。

第14条中「代表者」の次に「又は交付対象議員」を加える。

第16条中「又は議員の任期が満了した」を「議員の任期が満了し、又は交付 対象議員でなくなった」に改め、「あった者」と」の次に「、「交付対象議員」と あるのは「交付対象議員であった者」と」を加え、「当該年度の終了の日の翌日か ら起算して3週間以内」を「毎年4月30日まで」に改める。

別表の1から6までの項中「会派」の次に「及び交付対象議員」を加え、同表 中

г

7	z	の	441	Φ	纵又	悪
/	_	v	تاا	v	ボ土	貝

1から6までに掲げ る経費以外の経費(経費 を支出する目的が、会派 が行う市政に関しての 調査研究に該当しない ものを除く。)

事務所賃借料、維持管理 費等

を

7事務所費

会派及び交付対象議 員が市政に関して調査 研究をするために必要 な事務所の設置及び管 理に要する経費

事務所賃借料、維持管理 費等

8 その他の経費	1 から 7 までに掲げ	
	る経費以外の経費(経費	
	を支出する目的が、会派	
	及び交付対象議員が行	
	う市政に関しての調査	
	研究に該当しないもの	
	を除く。)	

J

に、

Γ

- 注1 表中「経費を支出する目的が、会派が行う市政に関しての調査研究に 該当しないもの」とは、次のものをいう。
 - (1) せん別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際費的な経費
 - (2) 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費
 - (3) 会議、集会等に伴う食事以外の飲食に係る経費
 - (4) 選挙活動に係る経費
- 注 2 表中の事務所賃借料及び維持管理費は、市政に関して調査研究をする ために会派が設置する事務所(議員個人が使用し、又は所属議員が1人 である会派が使用するものを除く。)の賃借又は維持管理に要する経費と する。ただし、経費の支出は、1会派につき1箇所の事務所に限る。

J

を

г

- 注 表中「経費を支出する目的が、会派及び交付対象議員が市政に関しての調査研究に該当しないもの」とは、次のものをいう。
 - (1) せん別、慶弔、寸志、病気見舞、年賀状の購入及び印刷代金等の交際 費的な経費
 - (2) 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会に参加するための旅費等の政党又は政治団体の構成員としての活動に属する経費
 - (3) 会議、集会等に伴う食事以外の飲食に係る経費

(4) 選挙活動に係る経費

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

_

提案理由

政務調査費の使途の透明性を高めるため、その全ての支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添付すること等のため、この条例を制定するものである。